

児童クラブからのお願い

保護者各位

弥富市役所 健康福祉部 児童課

児童クラブのご利用に関し、下記の注意事項をよくご理解の上ご協力をお願いします。

◆児童クラブの行き帰りについて

●開設時間

平 日（学校行事による振替休日を除く）	下 校 後～午後 7 時
土曜日・学校休業日等（夏、冬、春休みを含む）	午前 8 時～午後 7 時

- ・児童クラブのお迎えは、保護者が午後 7 時までにクラブ室へお越しいただくことが利用の条件となっております。お迎えが間に合わないような場合は児童クラブのご利用をお断りする場合がございますのでご注意ください。
- ・ただし、やむを得ない理由（交通状況・事故等）により遅れるような場合は、午後 7 時を過ぎた段階（1 分以内の超過でも）で、職員はファミリー・サポート・センターの協力会員として対応することとなります（別途ファミサポ利用料が発生、原則 30 分以内の利用）。お迎えが遅れることが判明した段階で、必ず至急児童クラブまでご連絡ください。
- ・なお、通常ファミサポ利用とは異なりますので、事前にお迎えが遅れることが明らかな場合は、通常ファミサポ利用をお願いします。
※ファミサポ利用には事前に登録用紙を記入する必要があります。
- ・平日は、学校から集団下校で登所します。土曜日・学校休業日等は、保護者が送迎してください。やむを得ず保護者以外の方（18 歳以上の方に限る。）が送迎される場合（平日の帰宅時を含む）は、事前に連絡をしてください。
- ・普段通学している小学校区とは別の児童クラブを利用していただく方は、夏休み期間中の出校日は保護者による各児童クラブまでの送迎が必要です。
- ・行き帰りの途中については保護者の責任となりますので、交通事故防止等については各家庭でご指導ください。

◆「月の予定表」「夏、冬、春休みの予定表」の提出について

- ・各児童クラブの定める日までに翌月分（長期休み分）を記入し提出してください。
- ・変更する場合は、**必ず学校（長期休暇期間中は不要）と児童クラブへ連絡してください。**

◆施設からの外出について

- ・外出（習い事・塾等）は可能ですが、保護者の方が送迎をしてください。
やむを得ず保護者以外の方が送迎される場合は、事前に連絡をしてください。
- ・「月の予定表」の連絡事項欄に記入し、当日も直接支援員に連絡するようにしてください。

◆ケガ・病気等の連絡について

- ・緊急時の連絡が取れるよう、連絡先、勤務先の変更、出張等は必ず職員にお伝えください。
- ・勤務先に電話をさせていただくこともありますので、ご了承ください。

◆持ち物について

- ・別紙（紙で配布）の個人用品が必要です。持ち物には名前を記入しご準備ください。
- ・現金、おもちゃ、シール（学習に用いるものを除く）、ゲーム等の持ち込みはできません。
- ・ロッカーの持ち物が不足したときは補充をしてください。
- ・外遊びをするとき、熱中症予防のために帽子が必要です。必ず持参ください。
- ・汗をかいたり、汚れたりしたときのために着替え・タオルを用意してください。
- ・履物は運動靴です。サンダル等の使用は禁止します。
- ・夏、冬、春休みについて、防災上、通学用ヘルメットを持参してください。

◆夏、冬、春休みの昼食について

- ・学校給食のない日（長期休暇期間中を含む）は、弁当・お茶を持参してください。
- ・弁当については、保冷剤を使用する、傷みやすいものや窒息等起こしやすいもの（警告マーク等あるもの）は入れないなど、食中毒や事故の予防をお願いいたします。※おやつを持ち込みが必要な場合も同様です。

◆料金について

- ・原則口座振替となります。口座情報が未登録の方は、口座振替依頼書に必要事項を記入の上、金融機関、市役所自動化またはご利用の児童クラブへ提出してください。

※印鑑誤りや印影不鮮明による再提出が多くなっておりますのでご注意ください。

＜令和8年度 児童クラブ利用料＞（固定額となっており、日割りはありません。）

期 間	利用料の額	おやつ代
1月～7月及び9月～12月までの各月	月額 5,000 円	月額 1,000 円
8月	月額 7,500 円	月額 1,000 円
夏季休業日のみ利用者	10,000 円	1,500 円
冬季休業日のみ利用者	5,000 円	500 円
学年末休業日及び学年始休業日のみ利用者	5,000 円	500 円

※十四山東部児童クラブは、おやつ代は徴収しません。（各自でおやつ持参）

◆登録取消しについて

- ①児童クラブの支援員の指示に従わないとき。
 - ②実施施設の秩序を乱す行為をしたとき。
 - ③児童の登録の必要性が認められなくなった（退職など）とき。
 - ④届け出をせずに1週間以上利用がなかったとき。
 - ⑤開設時間を越えて利用をしたとき。
 - ⑥保護者が児童クラブの登録を希望しなくなったとき。
- ①～⑤に該当するときは、登録を取り消す場合があります。
- ※⑥に該当し、年度途中で利用をやめる場合は、辞退届を取消月の20日までに提出してください。20日を過ぎるとお受けできなくなり、翌月の利用料が発生しますので、ご了承ください。必ず期日までに提出をお願いします。

◆保護者の勤務状況等の調査について

児童クラブは、学校から帰ってもお仕事などで家庭に保護者のいない児童等を対象としております。したがって**勤務している日の勤務している時間のみ利用できます**。保護者の方の勤務状況等を確認するために、随時調査をさせていただくことがありますので、ご承知おきください。

◆緊急時等の対応について

- ・自然災害や不審者が出た場合は、「災害に備えて」をご覧ください。
- ・インフルエンザ等感染症による学級閉鎖等の場合、該当クラスの児童は、本人が罹患していない場合も児童クラブを利用できません。

◆その他

- ・児童クラブは集団生活です。きまりを守り、お互い気持ちよく過ごせるようにご協力をお願いします。
- ・保護者の方が休みのときは、親子のふれあいを大切にするため、家族で過ごすようにしてください。
- ・児童クラブでの生活の様子などを撮影し、許可なく SNS 等にアップロードする行為などは、入所児童のプライバシー保護のため絶対にお控えください。
- ・別途児童クラブからのお願い等があれば、それに従ってください。

◆問い合わせ先

弥富市役所 健康福祉部児童課

TEL 0567-65-1111（内線 154）

FAX 0567-65-6455

午前 9 時～午後 4 時（閉庁日除く）